

令和4年4月の新規加入者からの退職手当資金制度の変更について

令和4年3月10日

公益財団法人 千葉県私学教育振興財団

I. 当財団の退職手当資金制度の新制度導入について

当財団の退職手当資金制度の新制度導入につきましては、本財団内にプロジェクトチームを組織し、2年半にわたり議論を進め、制定いたしました。

新制度は令和4年4月からの新規加入者から適用され、メリットとしては、

- (1) 現行制度よりも負担金率が下がります。
- (2) 退職手当資金が、納入した負担金額の総額を原則下回ることはありません。
- (3) 納入された負担金に、月ごとに年率1%を付利するため、勤続期間が比較的短い教職員と長い教職員の給付額の格差が公平な給付水準となります。

なお、現行制度については、令和4年3月までの加入者については現行制度を引続き適用し、加入者の既得権を保護した上で、現行制度の加入者が全員退職するまで存続します。

加入学校法人等の皆さまにおかれましては、令和4年度からは現行制度と新制度の並行適用となり、お手数をおかけいたしますが、よろしくご協力方お願い申し上げます。

新制度導入を含め、退職手当資金制度全般の検討のため、当財団内にプロジェクトチームを組織して協議を重ねましたが、その答申内容を以下に記載させていただき、新制度導入の経緯や方向性をあらためてご理解いただきたいと思います。

【以下、答申より抜粋】

1. 現状制度の課題について

退職手当資金事業は昭和39年発足以来、加入校の意見も踏まえつつ見直しを行い、制度の維持向上を図ってきた。直近においては、本件と同様に「中期事業推進プロジェクトチーム」を組織し、議論を重ね理事会決定を経て、平成25年度、平成27年度、令和元年度の3回に亘り制度の見直し等を実施してきた。

平成25年度に勤続期間別の負担金率を採用後、平成27年度の見直しでは負担金率の引上げとともに勤続期間が15年以下の者の支給乗率の引上げ、令和元年度の見直しでは勤続期間が10年以下の者の負担金率の引下げを実施した。

しかし依然、勤続期間が短い者については「負担金累計額>給付額」となっているため、これらの見直しでは改善したとは言えず、退職手当資金事業の加入促進の意味では、魅力がまだ薄いのではないかという意見が寄せられていた。また、元年度の見直しでは、3年毎に現行制度の負担金率の見直しとともに制度全体の見直しを検討することとしたため、当プロジェクトチームは、制度の見直しを

図るべく検討を開始した。

2. 魅力ある制度の構築について

私学の最も重要な経営資源の一つである「私学教育を担う優れた人材」を将来にわたり安定的に確保していくためには、福利厚生の一環としての「退職金制度」の充実が不可欠であり、全ての県内私立学校にとって魅力ある制度であることが必要である。当プロジェクトチームは、現状の課題を解消すべく、令和元年8月より8回の会議を経て、慎重に議論を重ねてきた。

特に、現行制度を維持しつつも、令和4年度の加入者からは、どの勤続期間の者でも給付額が学校の負担金累計額を上回り、かつ、負担金率を低減させる、となる新制度を並行して行う改善策を以下の通りまとめた。

改 善 策

- (1) 令和4年4月以降の新規加入者については、学校法人等が納入した負担金に1%複利を付した額を学校に支給する退職手当資金とする（以下、「新制度」とする）。

なお、令和4年3月現在の加入者については、現在の制度を維持する（以下、「現行制度」とする）。

- (2) 現行制度、及び新制度については、3年毎に財政再計算を行い、その結果から年金数理に基づいた適正な負担金率を適用し、財政の継続的な改善を図る。

3. 終わりに

今回の変更において、新制度については、学校が納入する負担金の累計額が給付額を上回ることはなくなる。こうしたことで退職手当資金事業の更なる加入促進が図られ、県内私立学校教職員の福利厚生がより向上する一助となることを期待している。また、現行制度については、加入学校のご理解を得て加入者がいなくなるまで存続させ、現行制度加入者の既得権を保護することとしている。

Ⅱ. 現行制度との変更点について

現行制度（令和４年３月までの加入者）と新制度（令和４年４月以降の新規加入者）との違いにつきましては、以下の表のとおりです。

項 目	現行制度	新 制 度
退職手当資金の計算方法	平均標準給与×支給乗率	納入負担金総額に、納入負担金に対して 1%/年の月複利で付利した合計
学校法人等負担金率	勤続年数別 千分の 80～155 (7 段階)	勤続年数別 千分の 60～120 (4 段階)
休職中の勤続年数	休職年数の 1 / 2 を加算	加算しない
資格喪失事由	普通、公務外・公務上傷病死亡、 37 年以上の退職しない喪失(み なし退職)	普通 (65 歳に達した年度の 3 月を 含む)、公務外・公務上傷病死亡
報告遅延時の負担金	遅延月の負担金	遅延月の負担金、及び 遅延期間中に発生した付利分

(1) 退職手当資金の計算方法（普通退職の場合）

◎現行制度：資格喪失前 24 ヶ月の平均標準給与×勤続年数に応じた支給乗率

※ 24 ヶ月に満たない期間については、全期間平均となります。

※ 休職期間(標準給与額「0 円」で登録)がある場合は、算入しません。

※ 計算した退職手当資金額に、1 円未満の端数があった場合、切上げます。

※ 支給乗率については、資料 18 ページ。

◎新 制 度：標準給与額に応じて納入された負担金に月複利 1%/年を付し、合計した額。

※ 当月分の付利分は次月の負担金確定時に付与します。

※ 付利分の 1 円未満は切捨てます。

(例)「新制度」標準給与額 20 万円の新規加入者が 6 ヶ月勤続した場合の退職手当資金

月	標準給与月額	負担金額	付利分	退職手当資金額*
4 月	200,000 円	12,000 円	なし	(12,000 円)
5 月	200,000 円	12,000 円	10 円	(24,010 円)
6 月	200,000 円	12,000 円	20 円	(36,030 円)
7 月	200,000 円	12,000 円	30 円	(48,060 円)
8 月	200,000 円	12,000 円	40 円	(60,100 円)
9 月	200,000 円	12,000 円	50 円	72,150 円
計		72,000 円	150 円	

* () 内：普通退職で勤続年数が 6 ヶ月未満は退職手当資金を支給しないため、本来は 0 円となりますが、付利分の計算根拠を示すため表示しています。

5 月分の付利：4 月分の退職手当資金額×1/1200=12,000 円×1/1200=10 円

6 月分の付利：5 月分の退職手当資金額×1/1200=24,010 円×1/1200=20 円 (10 円未満切捨て)

7月分の付利：6月分の退職手当資金額×1/1200=36,030円×1/1200=30円（10円未満切捨て）
8月分の付利：7月分の退職手当資金額×1/1200=48,060円×1/1200=40円（10円未満切捨て）
9月分の付利：8月分の退職手当資金額×1/1200=60,100円×1/1200=50円（10円未満切捨て）
⇒現行制度、新制度共通：普通退職の場合、勤続年数6カ月以上で退職手当資金が発生します。

（2）退職手当資金の計算方法（公務外傷病死亡、公務上傷病死亡の場合）

◎現行制度：資格喪失前24ヶ月の平均標準給与
×傷病死亡の理由、勤続年数に応じた支給乗率

※ 支給乗率については、資料18ページ。

※ その他計算方法等は上記（1）の※に準じます。

◎新制度：標準給与額に応じて納入された負担金に月複利1%/年を付し、
合計した額×傷病死亡の理由、勤続年数に応じた支給乗率

※ 支給乗率については、資料23ページ。

※ その他計算方法等は上記（1）の※に準じます。

⇒現行制度、新制度共通：勤続年数1カ月以上で退職手当資金が発生します。

（3）学校法人等負担金率

加入教職員の登録標準給与月額に以下の乗率を乗じたものとなります。

◎現行制度：千分の80～千分の155（勤続年数別7段階）※ 資料17ページ

◎新制度：千分の60～千分の120（勤続年数別4段階）※ 資料24ページ

⇒現行制度、新制度共通：標準給与額の等級は、98千円～620千円（30等級）

（4）休職中の勤続年数の計算

◎現行制度：休職期間中の勤続年数は、その1/2の期間を勤続年数とする。

※ 1/2の期間に1ヶ月未満の期間がある場合、切捨てます。

◎新制度：休職期間中の勤続年数はカウントしません。

※ 休職期間中は、退職手当資金の月複利の付与はありません。

⇒現行制度、新制度共通：休職期間中の負担金は発生しません。また、休職は事由に関わらず、全て同じ取扱いをします。

（5）資格喪失事由について

加入教職員が退職等で資格喪失をする場合の事由については、以下の通りです。

◎現行制度：

- ・普通退職 ⇒ 通常の退職
- ・公務外傷病 ⇒ 公務外の傷病のため退職
- ・ 〃 死亡 ⇒ 公務外の死亡退職
- ・公務上傷病 ⇒ 公務上の傷病のため退職
- ・ 〃 死亡 ⇒ 公務上の死亡退職
- ・不支給 ⇒ 学園規程等により退職金を支給しない場合の退職（例：懲戒免職等）
- ・法人内未加入校異動 ⇒ 教職員が所属している法人の当財団退職手当資金事業に加入していない学校に異動した場合、その教職員が最終的に当該学

校法人の設置する学校を退職した時に退職手当資金を受取る制度です。

(例：他都県の学校に異動)

※以下は、3月の資格喪失時のみ選択できる事由（いわゆる、みなし退職制度）となります。

- ・退職しない資格喪失（再加入有）⇒翌4月の再加入を条件に3月までの退職手当資金を確定するものです。その教職員が最終的に学校を退職した時に、資格喪失時までの確定額と再加入後から退職までの退職手当資金を合算して受取る制度です。
- ・37年超の退職しない資格喪失（再加入有）⇒勤続37年以上で退職手当資金を確定し、その後再加入者として登録し、その教職員が最終的に学校を退職した時に、資格喪失時までの確定額と再加入後から退職までの退職手当資金を合算して受取る制度です。
- ・37年超の退職しない資格喪失（再加入無）⇒勤続37年以上で退職手当資金を確定し、その教職員が最終的に学校を退職した時に、退職手当資金を受取る制度です。

◎新制度：

- ・普通退職 ⇒ 通常の退職
- ・公務外傷病 ⇒ 公務外の傷病のため退職
- ・ 〃 死亡 ⇒ 公務外の死亡退職
- ・公務上傷病 ⇒ 公務上の傷病のため退職
- ・ 〃 死亡 ⇒ 公務上の死亡退職
- ・不支給 ⇒ 学園規程等により退職金を支給しない場合の退職（例：懲戒免職等）
- ・法人内未加入校異動 ⇒ 教職員が所属している法人の当財団退職手当資金事業に加入していない学校に異動した場合、その教職員が最終的に当該学校法人の設置する学校を退職した時に退職手当資金を受取る制度です。
(例：他都県の学校に異動)

※以下は、3月の資格喪失時のみ選択できる事由（いわゆる、みなし退職制度）となります。なお、新制度では65歳を超える教職員の加入はできないため、年度内に65歳に達した場合、みなし退職となります。

- ・退職しない資格喪失（再加入有）⇒翌4月の再加入を条件に3月までの退職手当資金を確定するものです。その教職員が最終的に学校を退職した時に、資格喪失時までの確定額と再加入後から退職までの退職手当資金を合算して受取る制度です。
- ・37年超の退職しない資格喪失（再加入有）⇒勤続37年以上で退職手当資金を確定し、その後再加入者として登録し、その教職員が最終的に学校を退職した時に、資格喪失時までの確定額と再加入後から退職までの退職手当資金を合算して受取る制度です。
- ・37年超の退職しない資格喪失（再加入無）⇒勤続37年以上で退職手当資金を確定し、その教職員が最終的に学校を退職した時に、退職手当資金を受取る制度です。

⇒現行制度・新制度共通：再加入をする場合、全て新制度への加入となります。

(6) 報告遅延時の負担金納入について

資格取得や休職復職などの報告が、何らかの事情で遅延した場合

◎現行制度：当月及び報告遅延月の負担金

※例えば、6月において、4月に資格取得した者の加入登録をした場合→3ヶ月分の負担金を6月分として納入いただきます。標準給与額20万円の加入者の場合、下記の表となります。

月	標準給与月額	負担金額
4月	200,000円	－円 (本来は16,000円)
5月	200,000円	－円 (本来は16,000円)
6月	200,000円	48,000円 (16,000円×3ヶ月分)

◎新制度：遅延月の負担金、及び遅延期間中に発生した付利分

※例えば、6月において、4月に資格取得した者の加入登録をした場合→3ヶ月分の負担金と前月までの付利分を6月分として納入いただきます。標準給与額20万円の加入者の場合、下記の表となります。

月	標準給与月額	負担金額	付利分	退職手当資金額*
4月	200,000円	－円 (本来は12,000円)	なし	－円 (本来は12,000円)
5月	200,000円	－円 (本来は12,000円)	－円 (本来は10円)	－円 (本来は24,010円)
6月	200,000円	36,010円 (12,000円×3ヶ月分 +5月の付利分10円)	20円	36,030円
7月	200,000円	12,000円	30円	48,060円

*普通退職で勤続年数が6ヶ月未満は退職手当資金を支給しないため、本来は0円となりますが、付利分の計算根拠を示すため表示しています。

5月分の付利：4月分の退職手当資金額×1/1200=12,000円×1/1200=10円

6月分の付利：5月分の退職手当資金額×1/1200=24,010円×1/1200=20円(10円未満切捨て)

7月分の付利：6月分の退職手当資金額×1/1200=36,030円×1/1200=30円(10円未満切捨て)

(7) その他

(ア) 転出・転入について

加入教職員が学校法人等番号の違う学校に異動する場合、転出・転入両校の了解があれば、転出校で資格喪失をせず、退職手当資金を請求しないで、その加入資格を転入校に引継げる制度。

⇒現行制度・新制度共通：現行制度の加入者の転入は、現行制度となります。

新制度の加入者の転入は、新制度となります。

【現行制度】

千葉県私学教育振興財団退職手当資金交付規程

(39.4.1施行)

改正 41.6.13・44.4.1・45.10.1・57.4.1
61.4.1・元.4.1・16.4.1・17.4.1
23.12.1・25.4.1・28.4.1・3.6.23

(目的)

第1条 この規程は、千葉県私学教育振興財団定款(以下「定款」という。)第45条の規定に基づき、退職手当資金交付業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教職員等)

第2条 教職員とは、学校法人(各種学校を設置する私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項に規定する法人を含む。)、もしくは幼稚園を設置する学校法人以外の者または千葉県私学教育振興財団、に使用される者で、学校法人等から給与を受けるものをいう。但し、次の各号に掲げる者は、この限りではない。

- (1) 専任でない者
- (2) 臨時に使用される者
- (3) 大学および高等専門学校の教職員
- (4) 前3項に掲げる者のほか常時勤務に服しない者

2 学校法人等に使用される者で、公務員の場合における休職または停職の事由に相当する事由により、公務員の場合における休職または停職に相当する取扱を受け、その取扱の期間中、学校法人等から給与の全部または一部の支給を受けるものは前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

(新たに資金交付学校法人等になるための手続等)

第2条の2 千葉県私学教育振興財団(以下「財団」という。)の負担金を納入していない学校法人等で、将来、退職手当の資金(以下「資金」という。)の交付を受けたい学校法人等は、その旨を財団に申し出なければならない。

2 財団は、前項の規定による申し出を受けたときは、理事会に付し、その適否を決定しなければならない。

(標準給与月額)

第3条 この規程にいう標準給与月額とは、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第21条に規定する給与の月額(但し、通勤手

当を除く。)につき同法第22条第1項および同条第2項の規定の例により決定したものをいう。

- 2 新たに教職員等の資格を取得した者の標準給与月額、資格を取得した日現在の給与の月額につき前項の例により決定する。この場合において週その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額を給与月額とするものとする。
- 3 第1項の規定により決定された標準給与月額は、その年の10月から翌年9月までの各月の標準給与月額とする。
- 4 第2項の規定により決定された標準給与月額は、教職員等の資格を取得した月からその年の9月(6月1日から12月31日までの間に教職員等の資格を取得した者については翌年の9月)までの各月の標準給与月額とする。

(平均標準給与月額)

第3条の2 この規程にいう平均標準給与月額とは、教職員等の退職の日の前日の属する月から起算してその前2年間の各月における標準給与月額の合算額の24分の1に相当する額とする。

- 2 教職員等の期間が2年に満たない者の平均標準給与月額は、教職員等であった全期間の各月における標準給与月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。

(退職手当の資金)

第4条 資金は、教職員等が退職(死亡による退職を含む。以下同じ)した場合に、その者が退職のとき勤務していた学校法人等に交付する。

- 2 学校法人等が退職者に支給する退職手当の額は、前項の資金の額を下廻ってはならない。
- 3 退職年金給付規程による退職年金又は一時金の給付を受ける場合は退職手当資金から5分の3相当額を控除する。

(普通退職に係る資金)

第5条 次条第1項の規定に該当する場合を除く外、退職した者に係る資金の額は、退職の日におけるその者の平均標準給与月額にその者の勤続期間を次の各号に掲げる割合を乗じて得た合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態

にある傷病とする。以下同じ) または死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る資金の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間6ヶ月以上1年未満の者 100分の40
- (2) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (3) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (4) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

3 前項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を加えて得た額とする。

- (1) 勤続期間3年の者 100分の20
- (2) 勤続期間4年以上5年以下の者 100分の30
- (3) 勤続期間6年以上15年以下の者 100分の50

(長期勤続後の退職等に係る資金)

第6条 25年以上勤続して退職した者に係る資金の額は、その者の平均標準給与月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の場合において、25年以上30年以下の期間勤続して退職した者に係る資金を計算するときは、その者の平均標準給与月額に乗ずる割合は、同項の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち25年未満の期間については、前条第1項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、25年以上30年間以下の期間については、1年につき100分の257.5とする。

(公務上の傷病又は死亡に因る退職に係る資金)

第7条 公務上の傷病又は死亡に因り退職した者に係る資金の額は、退職の日におけるその者の平均標準給与月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の165

2 前項の規定は過去の退職につき既にこの規定の適用をうけ、かつ、退職の日の翌日から1年以内に再び教職員等となった者がその再び教職員等となった日から起算して1年以内に退職した場合においては、適用しない。

(公務によることの認定の基準)

第8条 退職の理由となった傷病または、死亡が公務上のものであるかどうかは、この財団の理事長が認定する。

(資金の最高限度額)

第9条 第5条から第7条までの規定により計算した資金の額が教職員等の退職の日における平均標準給与月額に50を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当とする。

(病状の判定)

第10条 財団は、教職員等の退職が傷病によるものか、どうかの判定をする場合にあっては、医師の診断書の提出を受け、財団の指定する専門医師の意見を聞いて行なわなければならない。

2 前項の規定にかかわらず退職した者に対して財団が必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

(退職後死亡に係る取扱い)

第11条 退職者(第17条本文の規定に該当し、裁判の係属中のものを含む。)が死亡した場合であって、いまだその者に係る資金を交付していないときは、学校法人等は、その遺族のために、死亡者と同等の資金を請求することができる。

2 前項の規定する遺族の範囲及び順位については、第16条の規定を準用する。

3 第1項に規定する遺族に係る資金の交付を受けようとするときは、同項に規定する退職者に係る資金の交付を請求すると仮定した場合の請求書類に業務方法書第6条第2号に規定する書類を添付しなければならない。

(勤続期間の計算)

第12条 資金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員等としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 教職員等が退職した場合(第15条第1項各号の1に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日または、その翌日再び教職員等となったときは、前2項の規定により在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなすことができる。

- 4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号の1に該当する期間のある月があったときは、その月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 第13条の規定により当該学校法人等の納付すべき負担金について未納の期間があるときは、その未納の期間に係る月数
 - (2) 休職または、停職その他これから準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間の月が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数
- 5 第1項に規定する教職員等として引き続いた在職期間には、県内の他の学校法人等の教職員となった場合において、先の教職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を、切り捨てる。ただし、その在職期間が6ヶ月以上1年未満(第5条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る)、第7条第1項の規定による資金を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

(負担金)

- 第13条 退職手当資金の交付を受けようとする学校法人等は、負担金を翌月末日までにこの財団に対し納付しなければならない。
- 2 前項の規定による負担金は、学校法人等の教職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの各月における当該教職員の標準給与月額に一定の割合を乗じて得た額とする。
 - 3 既納の負担金は、これを返還しない。
 - 4 負担金の額は、理事会で決定するものとする。

(督促および延滞金の納入)

- 第14条 負担金を滞納した学校法人等に対しては、この財団は期限を指定して、督促しなければならない。

(資金の交付制度)

- 第15条 資金は、次の各号の1に該当する者に係る場合には交付しない。
- (1) 懲戒免職の処分または、これに準ずる処分を受けた者
 - (2) 条件付採用期間中の教職員等
- 2 第12条3項において、引き続いて在職されたものとみなす教職員については、資金の交付はしない。

(遺族の範囲および順位)

- 第16条 第11条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、教職員等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟、姉妹で教職員等の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、教職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟、姉妹で第2号に該当しないもの

（起訴中に退職した場合の資金の取扱い）

第17条 教職員等が刑事事件に関し、起訴された場合で、この判決の確定前に退職したときは資金は交付しない。ただし、禁こ以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

（審査の請求）

第18条 教職員等の資格を得喪、資金の交付に関する事項もしくは負担金の納入に関する処分等に対し異議あるものは、この財団に対し文書または口頭をもって審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求の申立てを受理した日後すみやかに理事会の審査を経たうえで決定しなければならない。

（虚偽の排除）

第19条 財団は、学校法人等が財団に対し、提出する書類等に虚偽の記載をしたことを発見した場合には、すでに交付した資金を返還させ、又はその交付を停止することができる。

（調査又は報告等）

第20条 財団は、学校法人等に対し、定款又は資金に係る事項につき必要があると認めた場合には、帳簿書類を調査し、又は報告を求めることができる。

（規程の変更）

第21条 この規程を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

（規程の実施に関し必要な事項）

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和39年4月1日から施行し、昭和39年4月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。ただし、退職手当については、別に定めるときまで支給しない。
- 2 昭和39年3月31日に現に在職する教職員等の同年同月同日以前における勤続期間は退職手当の基礎となる在職期間に算入しない。ただし当該学校法人等の教職員等として、引き続いた勤続期間は教職員等の在職期間とみなす。
- 3 昭和39年4月2日以後新たに負担金を納付することになった学校法人等に係る教職員等の在職期間は、前項および第12条（勤続期間の計算）の規定にかかわらず、昭和39年4月2日から新たに負担金を納付することとなった期間を、当該学校法人等に係る教職員等の在職期間から除算する。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和41年6月13日から施行する。
- 2 この改正規程施行の日以前に退職手当受給の権利を取得した者に係る資金の交付を受けていない学校法人等は、その者のためにこの改正規程により請求することができる。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和45年10月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 切替日からこの規程一部改正について主務官庁の承認の日までの期間における資金の請求、資金の交付等については、なお、従前の例による。

附 則

この改正規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県私学教育振興財団の設立登記の日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 年度末に限り、学校法人等は教職員の退職を伴わない資格喪失の手続きをすることができる。
- 3 教職員の退職を伴わない資格喪失を行う場合、退職日の翌日付にて再加入することを原則とする。ただし、勤続37年以上の教職員についてはその限りではない。また、財団は、再加入者を新規加入として扱うこととする。
- 4 財団は、退職を伴わない資格喪失者の退職手当資金について、当該教職員の実際の退職時に支給するものとする。

附 則

- 1 この改正規程は、令和3年6月23日から施行する。
- 2 この規程を適用する教職員は、令和4年3月までに加入する者とする。

【現行制度】勤続年数別負担金算定早見表
(令和4年3月の加入者まで)

2019年(平成31年)4月1日から適用

勤続年数	負担金	標準給与月額	5年まで		6～10年		11～15年		16～19年		20～24年		25～37年		38年以上	
			千分の80	千分の100	千分の100	千分の125	千分の130	千分の135	千分の155	千分の150						
1	～100,999	98,000	7,840	9,800	12,250	12,740	13,230	15,190	14,700	15,190	15,190	15,190	15,190	15,190	15,190	14,700
2	101,000～106,999	104,000	8,320	10,400	13,000	13,520	14,040	16,120	15,600	16,120	16,120	16,120	16,120	16,120	16,120	15,600
3	107,000～113,999	110,000	8,800	11,000	13,750	14,300	14,850	17,050	16,500	17,050	17,050	17,050	17,050	17,050	17,050	16,500
4	114,000～121,999	118,000	9,440	11,800	14,750	15,340	15,930	18,290	17,700	18,290	18,290	18,290	18,290	18,290	18,290	17,700
5	122,000～129,999	126,000	10,080	12,600	15,750	16,380	17,010	19,530	18,900	19,530	19,530	19,530	19,530	19,530	19,530	18,900
6	130,000～137,999	134,000	10,720	13,400	16,750	17,420	18,090	20,770	20,100	20,770	20,770	20,770	20,770	20,770	20,770	20,100
7	138,000～145,999	142,000	11,360	14,200	17,750	18,460	19,170	22,010	21,300	22,010	22,010	22,010	22,010	22,010	22,010	21,300
8	146,000～154,999	150,000	12,000	15,000	18,750	19,500	20,250	23,250	22,500	23,250	23,250	23,250	23,250	23,250	23,250	22,500
9	155,000～164,999	160,000	12,800	16,000	20,000	20,800	21,600	24,800	24,000	24,800	24,800	24,800	24,800	24,800	24,800	24,000
10	165,000～174,999	170,000	13,600	17,000	21,250	22,100	22,950	26,350	25,500	26,350	26,350	26,350	26,350	26,350	26,350	25,500
11	175,000～184,999	180,000	14,400	18,000	22,500	23,400	24,300	27,900	27,000	27,900	27,900	27,900	27,900	27,900	27,900	27,000
12	185,000～194,999	190,000	15,200	19,000	23,750	24,700	25,650	29,450	28,500	29,450	29,450	29,450	29,450	29,450	29,450	28,500
13	195,000～209,999	200,000	16,000	20,000	25,000	26,000	27,000	31,000	30,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	30,000
14	210,000～229,999	220,000	17,600	22,000	27,500	28,600	29,700	34,100	33,000	34,100	34,100	34,100	34,100	34,100	34,100	33,000
15	230,000～249,999	240,000	19,200	24,000	30,000	31,200	32,400	37,200	36,000	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	36,000
16	250,000～269,999	260,000	20,800	26,000	32,500	33,800	35,100	40,300	39,000	40,300	40,300	40,300	40,300	40,300	40,300	39,000
17	270,000～289,999	280,000	22,400	28,000	35,000	36,400	37,800	43,400	42,000	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	42,000
18	290,000～309,999	300,000	24,000	30,000	37,500	39,000	40,500	46,500	45,000	46,500	46,500	46,500	46,500	46,500	46,500	45,000
19	310,000～329,999	320,000	25,600	32,000	40,000	41,600	43,200	49,600	48,000	49,600	49,600	49,600	49,600	49,600	49,600	48,000
20	330,000～349,999	340,000	27,200	34,000	42,500	44,200	45,900	52,700	51,000	52,700	52,700	52,700	52,700	52,700	52,700	51,000
21	350,000～369,999	360,000	28,800	36,000	45,000	46,800	48,600	55,800	54,000	55,800	55,800	55,800	55,800	55,800	55,800	54,000
22	370,000～394,999	380,000	30,400	38,000	47,500	49,400	51,300	58,900	57,000	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900	57,000
23	395,000～424,999	410,000	32,800	41,000	51,250	53,300	55,350	63,550	61,500	63,550	63,550	63,550	63,550	63,550	63,550	61,500
24	425,000～454,999	440,000	35,200	44,000	55,000	57,200	59,400	68,200	66,000	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	66,000
25	455,000～484,999	470,000	37,600	47,000	58,750	61,100	63,450	72,850	70,500	72,850	72,850	72,850	72,850	72,850	72,850	70,500
26	485,000～514,999	500,000	40,000	50,000	62,500	65,000	67,500	77,500	75,000	77,500	77,500	77,500	77,500	77,500	77,500	75,000
27	515,000～544,999	530,000	42,400	53,000	66,250	68,900	71,550	82,150	79,500	82,150	82,150	82,150	82,150	82,150	82,150	79,500
28	545,000～574,999	560,000	44,800	56,000	70,000	72,800	75,600	86,800	84,000	86,800	86,800	86,800	86,800	86,800	86,800	84,000
29	575,000～604,999	590,000	47,200	59,000	73,750	76,700	79,650	91,450	88,500	91,450	91,450	91,450	91,450	91,450	91,450	88,500
30	605,000～	620,000	49,600	62,000	77,500	80,600	83,700	96,100	93,000	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100	93,000

(単位 円)

公益財団法人 千葉県私学教育振興財団 (退職手当資金事業)

退職手当資金支給乗率早見表
(平成28年4月から)

退職 勤続 年数 区分	～自 普己 通都 退合 職退 ～職	公務 外傷 病死 死亡 退職	公務 上傷 病死 死亡 退職
6ヶ月未満	0	1	1.5
1年未満	0.4	1	1.5
1	0.6	1	1.5
2	1.2	2	3
3	2	3	4.5
4	2.7	4	6
5	3.3	5	7.5
6	5	6	9
7	5.75	7	10.5
8	6.5	8	12
9	7.25	9	13.5
10	8	10	15
11	9.38	11.1	16.65
12	10.26	12.2	18.3
13	11.14	13.3	19.95
14	12.02	14.4	21.6
15	12.9	15.5	23.25
16	13.28	16.6	24.9
17	14.16	17.7	26.55
18	15.04	18.8	28.2
19	15.92	19.9	29.85
20		21	31.5
21		22.2	33.3
22		23.4	35.1
23		24.6	36.9
24		25.8	38.7
25		28.375	40.5
26		30.95	42.3
27		33.525	44.1
28		36.1	45.9
29		38.675	47.7
30		41.25	49.5
31		42.5	50
32		43.75	50
33		45	50
34		46.25	50
35		47.5	50
36		48.75	50
37		50	50
38		50	50
39		50	50
40		50	50
41		50	50
42		50	50
43		50	50
44		50	50
45		50	50

【新制度】

千葉県私学教育振興財団 退職手当資金積立・交付規程

(4. 4. 1 施行)

(目 的)

第 1 条 この規程は、千葉県私学教育振興財団定款（以下「定款」という。）第 4 5 条の規定に基づき、退職手当資金積立交付業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教職員等)

第 2 条 教職員とは、学校法人（各種学校を設置する私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 6 4 条第 4 項に規定する法人を含む。）、もしくは幼稚園を設置する学校法人以外の者または千葉県私学教育振興財団、に使用される者で、学校法人等から給与を受けるものをいう。但し、次の各号に掲げる者は、この限りではない。

- (1) 専任でない者
- (2) 臨時に使用される者
- (3) 大学および高等専門学校の教職員
- (4) 前 3 項に掲げる者のほか常時勤務に服しない者

2 学校法人等に使用される者で、公務員の場合における休職または停職の事由に相当する事由により、公務員の場合における休職または停職に相当する取扱を受け、その取扱の期間中、学校法人等から給与の全部または一部の支給を受けるものは前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

(新たに資金交付学校法人等になるための手続等)

第 2 条の 2 千葉県私学教育振興財団（以下「財団」という。）の負担金を納入していない学校法人等で、将来、退職手当の資金（以下「資金」という。）の交付を受けたい学校法人等は、その旨を財団に申し出なければならない。

2 財団は、前項の規定による申し出を受けたときは、理事会に付し、その適否を決定しなければならない。

(標準給与月額)

第 3 条 この規程にいう標準給与月額とは、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 2 1 条に規定する給与の月額（但し、通勤手当を除く。）につき同法第 2 2 条第 1 項および同条第 2 項の規定の例により決定したものをいう。

2 新たに教職員等の資格を取得した者の標準給与月額は、資格を取得した日現在の給与の月額につき前項の例により決定する。この場合において週

その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額を給与月額とするものとする。

3 第1項の規定により決定された標準給与月額は、その年の10月から翌年9月までの各月の標準給与月額とする。

4 第2項の規定により決定された標準給与月額は、教職員等の資格を取得した月からその年の9月（6月1日から12月31日までの間に教職員等の資格を取得した者については翌年の9月）までの各月の標準給与月額とする。

(退職手当の資金)

第4条 第4条 資金は、教職員等が退職（死亡による退職を含む。以下同じ）した場合に、その者が退職のとき勤務していた学校法人等に交付する。

2 学校法人等が退職者に支給する退職手当の額は、第1項の資金の額を下廻ってはならない。

3 退職年金給付規程による一時金の給付を受ける場合は退職手当資金から一時金の額を控除する。

(退職手当資金の額)

第5条 退職手当資金の額は、以下に定める額を合算したものとする。

(1) 各月の負担金額

(2) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月において、前月末の退職手当資金額に1200分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）
ただし、負担金額が発生しない月は、0とする。

2 前項にかかわらず、公務外、及び公務上による傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ）、もしくは死亡による退職においては、前項において算出された退職手当資金の額に別表1に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）とする。

(公務によることの認定の基準)

第6条 退職の理由となった傷病または、死亡が公務上のものであるかどうかは、この財団の理事長が認定する。

2 前条第2項の規定は、過去の退職につき既にこの規定の適用を受けた者が、退職の日の翌日から1年内に再び教職員等となり、再び教職員等となった日から起算して1年内に退職した場合においては、適用しない。

(病状の判定)

第 7 条 財団は、教職員等の退職が傷病によるものか、どうかの判定をする場合にあっては、医師の診断書の提出を受け、財団の指定する専門医師の意見を聞いて行なわなければならない。

2 前項の規定にかかわらず退職した者に対して財団が必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

(退職後死亡に係る取扱い)

第 8 条 退職者（第 1 3 条の規定に該当し、裁判の係属中のものを含む。）が死亡した場合であって、いまだその者に係る資金を交付していないときは、学校法人等は、その遺族のために、死亡者と同等の資金を請求することができる。

2 前項の規定する遺族の範囲及び順位については、第 1 4 条の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する遺族に係る資金の交付を受けようとするときは、同項に規定する退職者に係る資金の交付を請求すると仮定した場合の請求書類に業務方法書第 6 条第 2 号に規定する書類を添付しなければならない。

(勤続期間)

第 9 条 勤続期間とは、教職員等としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 教職員等が退職した場合（第 1 3 条第 1 項各号の 1 に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日または、その翌日再び教職員等となったときは、前 2 項の規定により在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなすことができる。

4 前 3 項の規定による在職期間のうち次の各号の 1 に該当する期間のある月があったときは、その月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 第 1 0 条の規定により当該学校法人等の納付すべき負担金について未納の期間があるときは、その未納の期間に係る月数

(2) 休職または、停職その他これから準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間の月が 1 以上あったときは、その月数

5 第 1 項に規定する教職員等として引き続いた在職期間には、県内の他の学校法人等の教職員となった場合において、先の教職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(負担金)

第 1 0 条 退職手当資金の交付を受けようとする学校法人等は、負担金を翌

月末日までにこの財団に対し納付しなければならない。

- 2 前項の規定による負担金は、学校法人等の教職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの各月における当該教職員の標準給与月額に一定の割合を乗じて得た額とする。
- 3 負担金の未納が発生した場合、加入学校法人等は、当該期間の未納の負担金と未納期間中の第5条第2号に規定する金額を、一括して納付する。
- 4 既納の負担金は、これを返還しない。
- 5 負担金の額は、理事会で決定するものとする。

(資格喪失)

第11条 教職員等は、以下の場合には資格喪失となる。

- (1) 教職員等が退職（死亡による退職を含む。）したとき
- (2) 教職員等が解雇されたとき
- (3) 教職員等が満65歳に達した日以後、最初の3月31日

(督促および延滞金の納入)

第12条 負担金を滞納した学校法人等に対しては、この財団は期限を指定して、督促しなければならない。

(資金の交付制限)

第13条 資金は、次の各号の1に該当する者に係る場合には交付しない。

- (1) 懲戒免職の処分または、これに準ずる処分を受けた者
 - (2) 条件付採用期間中の者
 - (3) 負担金の納入月数が6ヶ月に満たない者（公務外、公務上の傷病、死亡においては1ヶ月に満たない者。）
 - (4) 刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教職員等が刑事事件に関し、起訴された場合で、この判決の確定前に退職したときは資金の交付を一時差し止めることができる。

(遺族の範囲および順位)

第14条 第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、教職員等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟、姉妹で教職員等の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、教職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟、姉妹で第2号に該当しないもの

(審査の請求)

第15条 教職員等の資格の得喪，資金の交付に関する事項もしくは負担金の納入に関する処分等に対し異議あるものは，この財団に対し文書または口頭をもって審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求の申立てを受理した日後すみやかに理事会の審査を経たうえで決定しなければならない。

(虚偽の排除)

第16条 財団は，学校法人等が財団に対し，提出する書類等に虚偽の記載をしたことを発見した場合には，すでに交付した資金を返還させ，又はその交付を停止することができる。

(調査又は報告等)

第17条 財団は，学校法人等に対し，定款又は資金に係る事項につき必要があると認めた場合には，帳簿書類を調査し，又は報告を求めることができる。

(規程の変更)

第18条 この規程を変更しようとするときは，理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(規程の実施に関し必要な事項)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行し，令和4年4月1日以後の加入者の退職に因る退職手当について適用する。

別表1

第5条第2号に関する乗率は，以下のとおりとする。

勤続年数	公務外傷病死亡	公務上傷病死亡
1ヶ月以上～5年11ヶ月	百分の150	百分の250
6年以上～19年11ヶ月	百分の125	百分の180
20年以上～24年11ヶ月	百分の100	百分の150
25年以上～30年11ヶ月	百分の100	百分の120
31年以上	百分の100	百分の100

【新制度】勤続年数別負担金算定早見表
(令和4年4月からの加入者から)

勤 負 等 級	統 担 給 与 月 額	年 金 率	2022年(令和4年)4月1日から適用				
			5年まで 千分の60	6～10年 千分の95	11～19年 千分の105	20年以上 千分の120	
			負担金額	負担金額	負担金額	負担金額	
1	～100,999	98,000	5,880	9,310	10,290	11,760	
2	101,000～106,999	104,000	6,240	9,880	10,920	12,480	
3	107,000～113,999	110,000	6,600	10,450	11,550	13,200	
4	114,000～121,999	118,000	7,080	11,210	12,390	14,160	
5	122,000～129,999	126,000	7,560	11,970	13,230	15,120	
6	130,000～137,999	134,000	8,040	12,730	14,070	16,080	
7	138,000～145,999	142,000	8,520	13,490	14,910	17,040	
8	146,000～154,999	150,000	9,000	14,250	15,750	18,000	
9	155,000～164,999	160,000	9,600	15,200	16,800	19,200	
10	165,000～174,999	170,000	10,200	16,150	17,850	20,400	
11	175,000～184,999	180,000	10,800	17,100	18,900	21,600	
12	185,000～194,999	190,000	11,400	18,050	19,950	22,800	
13	195,000～209,999	200,000	12,000	19,000	21,000	24,000	
14	210,000～229,999	220,000	13,200	20,900	23,100	26,400	
15	230,000～249,999	240,000	14,400	22,800	25,200	28,800	
16	250,000～269,999	260,000	15,600	24,700	27,300	31,200	
17	270,000～289,999	280,000	16,800	26,600	29,400	33,600	
18	290,000～309,999	300,000	18,000	28,500	31,500	36,000	
19	310,000～329,999	320,000	19,200	30,400	33,600	38,400	
20	330,000～349,999	340,000	20,400	32,300	35,700	40,800	
21	350,000～369,999	360,000	21,600	34,200	37,800	43,200	
22	370,000～394,999	380,000	22,800	36,100	39,900	45,600	
23	395,000～424,999	410,000	24,600	38,950	43,050	49,200	
24	425,000～454,999	440,000	26,400	41,800	46,200	52,800	
25	455,000～484,999	470,000	28,200	44,650	49,350	56,400	
26	485,000～514,999	500,000	30,000	47,500	52,500	60,000	
27	515,000～544,999	530,000	31,800	50,350	55,650	63,600	
28	545,000～574,999	560,000	33,600	53,200	58,800	67,200	
29	575,000～604,999	590,000	35,400	56,050	61,950	70,800	
30	605,000～	620,000	37,200	58,900	65,100	74,400	

(単位 円)

公益財団法人 千葉県私学教育振興財団(退職手当資金事業)